

令和7年12月定例会 一般質問議事録(抜粋)

◆三宅和広議員 てんどう創生の会、トリを務めます三宅和広でございます。

今回が40回目の一般質問となります。コロナ禍のために全議員が一般質問をしないこととした令和2年6月の定例会を除いて、連続の質問となります。今回も、どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、市役所職員の働き方改革を推進するための「フレックスタイム制の導入」と「選択的週休3日制の導入」の2点についてお伺いします。

私、前職である山形大学に在職中に、人事関係の仕事に関わったこともあり、今回このテーマを選ばせていただきました。近年、多くの自治体で導入が進んでおり、新聞記事でもよく取り上げられております。大変興味がありましたので、今回質問させていただきます。

まず、フレックスタイム制の導入についてお伺いします。

フレックスタイム制とは、希望する職員からの申告を基に勤務時間を割り振る制度です。一定期間の総労働時間を定めた上で、職員が日々の始業時刻・終業時刻を自ら選ぶことができるものです。

天童市職員の場合、「勤務時間及び休暇等に関する条例」と「同条例の施行に関する規則」により、勤務時間は8時30分から17時15分、そのうち12時から13時は休憩を取ることとされており、1日7時間45分の勤務、1週間で38時間45分勤務となっております。

フレックスタイム制とした場合、一定の条件の下で勤務時間を8時30分から17時15分に限らずに割り振ることができるようになります。

例えば、9時30分から18時15分まで1時間遅らせたり、月曜日は1時間長く勤務する代わりに、火曜日は1時間短く勤務するといったことが可能となります。

国においては、平成28年4月に原則として全ての職員が利用できるようになっております。また、総務省では、地方自治体においても導入を検討するよう通知を発しております。

具体的には、令和6年3月29日付の総務省自治行政局公務員部公務員課長通知の中で、フレックスタイム制をいまだ導入していない地方自治体においては、まずは条例により制度を設けていただくよう検討をお願いいたしますと明記してい

ます。

現在、地方自治体においても導入するところが増えてきており、県内では今年度から上山市が、令和2年6月から鶴岡市で導入しています。

多くの場合、選択的週休3日制とセットで導入されているようですが、週休3日を取らずに、始業時刻・終業時刻だけを変更することを認める自治体が多いようです。

このように、フレックスタイム制の導入が進んでいますが、その理由は、それぞれの職員に合った働き方をすることにより、心身ともに健康で生き生きと働ける環境づくりが進み、職員一人ひとりの仕事の生産性を上げることができ、また、資格取得などリスクリング、家庭や趣味に使う時間の増加によるワークライフバランスの促進が図られるとされています。

さらに、そうした多様な働き方を実現する「働き方改革」が進んだ職場では、優秀な人材を確保できることが期待されています。

本市では、職員一人ひとりの仕事の生産性向上やワークライフバランスの実現の観点から、フレックスタイム制を導入してはどうでしょうか。市長の考えをお伺いします。

次に、選択的週休3日制についてお伺いします。

「選択的週休3日制」とは、希望する職員を対象に「週休3日制」を適用する制度です。

具体的には、希望する職員が、フレックスタイム制において1週間から4週間単位の総労働時間を維持することを条件に、任意の平日に1日の休日を増やすことができるようにするものです。

天童市職員の場合、勤務時間及び休暇等に関する条例により、「日曜日及び土曜日は、週休日とする。」「月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。」とされていますが、選択的週休3日制とした場合には、フレックスタイム制により1日の勤務時間を7時間45分より長く割り振り、1週間の総労働時間である38時間45分、自治体によっては4週間の総労働時間155時間とするところもありますが、その基準による総労働時間を維持した上で、1日の勤務時間分の7時間45分を長く働くことにより、土日以外の平日に週休日を設定し、週休3日とするものです。

国においては、9年前の平成28年4月から、育児や介護等の事情がある職員について、選択的週休3日制を使うことができましたが、今年度から一般の職員でも使えるようになりました。

また、地方自治体においても導入するところが増えてきており、県内では今年度から上山市が導入しています。

このように、選択的週休3日制の導入が進んでいますが、その理由は、フレックスタイム制の導入が進んだ理由と同様のものと考えられます。

本市でも、職員一人ひとりの仕事の生産性や、ワークライフバランスの実現などの観点から「選択的週休3日制」を導入してはどうでしょうか。

「フレックスタイム制」と「選択的週休3日制」は、セットで導入されることが多いようです。

本市でも、この二つを早急に導入してはどうでしょうか。市長の考えをお伺いします。

以上、1回目の質問といたします。

◎新関茂市長 三宅和広議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、「働き方改革の推進について」の「フレックスタイム制の導入について」申し上げます。

「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で選択できるようにするための改革であります。

フレックスタイム制は、始業・終業時刻、勤務時間を自ら決めることによって、生活と仕事との調和を図りながら効率的に働くことができる勤務形態であり、一部の自治体では試行、本格導入が進んでいる状況もあります。

フレックスタイム制の導入は、職員の健康保持、能力発揮やワークライフバランスの実現に資するものであり、これにより柔軟な働き方が推進されていくこととなります。

本市職員の勤務時間は、原則午前8時30分から午後5時15分までとなっており、安定した市民サービスの提供を維持する観点から、現時点で制度導入に至っていない状況ではありますが、働きやすい職場環境づくりを推進するため、他自治体の事例なども研究しながら課題を整理し、さらなる柔軟な働き方の導入について検

討してまいります。

次に、「選択的週休3日制」の導入について申し上げます。

選択的週休3日制につきましては、令和7年4月1日から、国では、子の養育または配偶者等の介護をする職員以外の職員も、週1日を限度として、勤務時間を割り振らない日を設定できるよう制度が拡充されたところであります。

これに伴い、フレックスタイム制を導入することで、週休3日とする勤務が可能となったものであります。

選択的週休3日制は、休日が増えるため、自身の趣味や資格取得といった自己研さんなどに時間を活用できるようになり、より充実した生活となることが期待できるようになります。

これにより、多様な働き方の実現と、ワークライフバランスの向上が図られ、優秀な人材の確保や定着にもつながると考えております。

市民サービスの維持を前提として、選択的週休3日制につきましても、市民の皆様の理解を得ながら、他自治体の導入実例などを参考に検討を進めていくとともに、継続して働き方改革に取り組んでまいります。

◆三宅和広議員 御答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

フレックスタイム制、それから選択的週休3日制について、他市の状況等を検討して、これから検討していきたいというお話だったかと思えます。

今回、いろいろ調べてみまして、上山市なんですけど、今年4月から導入しているというお話をさせていただきました。

上山市の場合ですと、対象となる職員が、再任用職員、それから会計年度任用職員を除いた職員ということで、全体で319人という報道がされておりました。

1週間当たりの労働時間38時間45分、これを維持されることを前提に、コア時間というものを10時から午後3時まで設定して、始業時刻を7時から10時までの間、それから終業時刻を3時から9時までの間で、15分刻みで設定をすることで、いろいろそれぞれの勤務しやすい時間を設定できるということで、これによって、1日分の勤務時間である7時間45分を、他の平日4日間のほうに割り振れば、週休を3日にできるというような制度で、大変いいのかなと拝見したところでございます。

こういった取組、ほかにもいろいろございます。

県単位ですと、茨城県、千葉県、宮城県、栃木県、秋田県、福井県、大分県、それから東京都、それから市のほうでも、前橋市とか沼津市、岡山市、熊本市、山鹿市、宇都宮市、日進市など、データによると70を超える自治体のほうで既に導入されているということがありました。

多分、天童市の職員の方もこういった制度があれば、ぜひ使ってみたいなと考える方がいらっしゃるのかなと思うんですが、改めてこの二つの制度の導入についてお考えをお伺いしたいと思います。

◎結城洋史総務部長 議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、週休3日制、またはフレックスタイム制ということで、二つの制度を議員のほうからも御紹介ございましたが、それぞれ制度は異なりますが、職員の働き方の多様性という面で、非常にメリットのある制度だとは感じております。

それぞれ自分の判断で、自分の仕事と生活の調和を図りながら、より生活を充実させていくという面では、非常によい制度だと考えておりました。他自治体の事例もこれから様々研究してまいりたいと考えておるんですが、その中でも、他の自治体でもやはり課題がそれぞれ出てきているようなので、そういった面も見落とすことなく、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

◆三宅和広議員 市長答弁の中にも、課題を整理してということがございました。

現時点で、課題として捉えていらっしゃる事、何かあればお知らせいただきたいと思いますが。

◎結城洋史総務部長 課題という点で、現在の考えでございますが、フレックスタイム制、まずこちらについて申し上げたいんですが、フレックスタイム制は先ほど議員おっしゃったとおり、必ず就業していなければならないというコアな時間、あとはフレキシブルに自分で割り振りできる時間と2種類を使って、フレックスタイム制を構成しているところが多いんですが、この場合、私どもの職場のことに当てはめてみますと、特に窓口業務、朝の段階で非常に多くの市民の方がいらっしゃるよう

な職場では、なかなか朝の時間に職員が足りないとなると、非常に困る職場も中にはございます。

そういったところが一つの課題であると考えております。

また、もう一方の週休3日制の制度につきましては、時間の調整を図りながら、1週の当たり最大で1日休日に充てることができるという制度でございますけれども、こうなりますとフレックスタイムとは違って、その職員が丸1日いない日ができってしまうということで、そういった場合、こちらも私どもの職場に当てはめますと、職員数の少ない職場については、非常に職員1人が丸1日いないということの重さが、ちょっと職場によってもやはり人数によって変わってきてしまうのかなという点で、大きく捉えてその二つが課題と考えております。

以上です。

◆三宅和広議員 窓口で業務があつて、朝の時間、必要な人員を確保しなければならない時間があるので、難しいかなというお話ですけれども、フレックスタイムを導入した場合、全ての職員がこのフレックスタイム制を使うわけではないのかなという気がするんですね。

何かの事情があつて使いたい方が使われるものなんで、当然強制するものでもないということ考えたときに、その辺はうまく運用上で回せるのかなという気がしました。

それから、週休3日制についても、その辺は、私考えたところを見てみると、例えば職員が2人しかいないところで1人取ってしまうと、1人取れなくなってしまうというような状況があるなんていうこともありますけれども、それはうまく運用上で補っていけるのかな、具体的に70を超える自治体でやっていますけれども、そういった運用をされているのかなという気がします。

その辺いかがですか。

◎結城洋史総務部長 議員おっしゃるとおり、運用上の取決めが一番キーポイントになってくるかなと考えております。

何もなく、制限なく、フレックスタイム及び週休3日制を取れるとなると、ちょっと様々、そういった先ほど申し上げました課題のとおり、問題が職場内に発生してく

るなということが想定されます。

そのため、導入する際には、事前にルール決めが必要かなと考えております。

先行して導入しております奈良県の事例で申し上げますと、奈良県のその制度を利用する際のポイントとしまして4点注意すべき点として挙げております。

一つが人員の状況、あと業務内容、あと職員の業務分担がどうなっているか、あと職場の繁忙時間帯というのはどういった時間帯か、この四つの視点を絡めて、その制度を利用するか、できないかということ判断しているのが奈良県の事例でございます。

確かに、先行している非常に参考になる事例でして、そういった視点を私どもも導入する際には持たなければならないかなと感じているところでございます。

以上です。

◆三宅和広議員 導入の手順ということで、後ほど話をしようかなと思ったんですけども、導入するに当たって手引、こういった場合にこういった手続を取ってくるんだというようなことがあって、その中にそういったことも明記しておく必要があるのかなという気がしました。

当然、もし実施することになった場合は、職員の方からの意向調査をやってみたり、それから試行の段階でいろいろやってみたり、その結果を集約して改善点があるかどうかということ判断したり、それから説明会をやってみたり、これは、勤務時間管理者でもありますし、それから職員向けの説明会も必要だと思うんですが、そういったことをやったり、そういったことを踏まえた上で本格稼働になるのかなという気がしていました。

あと、運用上でといったところで、今現時点で、年次休暇って皆さん自由に取られますよね。でも、うまく回っていますよね。集中して業務が成り立たないようなことにならない状況になっていますので、その辺はうまく回せるのかなという気がしていますので、ぜひ前向きに御検討いただければなという気がしております。

今回、いろいろ調べたところで、フレックスタイム制と選択的週休3日制を導入する、理由は先ほど申し上げました、いろいろあったんですけども、一つ大きなところが、職員の採用によい影響を与えるというようなことがあったんですね。

例えば、上山市の職員採用のホームページを見たんですが、上山市は、フレックス

タイム制を導入しています。それから週休日、土曜日、日曜日のほかに週1回追加することも可能ですというような明記をしております。

鶴岡市、これもホームページのほうに、鶴岡市ではフレックスタイム制を導入しています。それからイクボス研修をやっていますとか。

それから久慈市、こちらのほうも選択的週休3日制を導入していますということ、職員採用の受験案内のほうに掲載しておるんですね。

これを受験者が見たときに、働きやすい職場だなというイメージを持ちますよね。そうすることによって、人を集めている、結果的によくなったというようなところもあったようです。

多分、恐らく、導入している自治体は、全てこういったことをアピールポイントとして使っているのかなという気がします。

その辺いかがですか。ぜひ導入して、そういった取組をする必要があるかなと思いますが、いかがでしょうか。

◎結城洋史総務部長 まず、本市の職員採用の状況でございますが、募集人員という点から申しますと、今年度は昨年度より募集人員が多い状況で、今のところ非常に恵まれた状況で推移しております。

ただ、やはり全国的にそういった働く優秀な人材の獲得というものは、どこの自治体も課題として持ってございまして、当然この状況がいつまでも天童も続くとは思っておりませんので、やはり対外的に受験者にPRする、そういった何か武器のようなものは持っておかなければならないなと思っております。

そういった点で、議員御提案のとおり、こういった週休3日制ですとか、フレックスタイム、こういった制度も前向きに検討を進めていながら、課題も整理しつつ進めてまいりたいなと考えているところでございます。

以上です。

◆三宅和広議員 ぜひよろしくお願いいたします。

天童市の職員採用の状況を見たときに、130人とかそういう大変受験者数が多いときがあったり、40人程度の少ないときもあったり、それから土木の応募者が極めて少ないというような状況がありますので、やはりそういったアピールポイン

トを持って臨んでいただければいいのかなという気がしますので、ぜひよろしくお願いいいたします。

それから、この二つの制度を使うことによってメリットということで、残業が削減できるというようなこともありました。

フレックスタイム制を取っていて、緊急の業務があつて、勤務時間が長くなってしまったときに、翌日にその分を短くするようなことも対応できる、申請が前日なり当日なりで可能であれば、そういった対応ができるようなんですね。

現状ですと、フレックスタイム制でないので、帰れるような状態であっても5時15分までいなければ当然ならないわけなんですけれども、フレックスタイム制にすると、業務がなければ早めに帰ってということが可能になるわけなんです。

そうすることによって、超過勤務手当が発生しないので残業がなくなる、当然職員にとっても自由な時間ができますので、精神的にも幾らかよくなるのかなという気がしますので、その辺のところもぜひ御検討していただければと思いますが、その点いかがでしょうか。

◎結城洋史総務部長 議員御指摘のとおり、フレックスタイム制などを導入しますと、その個人の残業時間というのは確かに削減できると思います。

ただ、その個人にとっては残業時間が減るんですが、その方が勤務しなかった日中の時間帯があるわけなので、そのときのほかの職員にかかる負担というものが同時に発生してくることになります。

その方は残業しなくて済んだんですが、日中ほかの職員にかかる負担がやはり大きくなるので、単純に全てがいいとは私は感じておりません。

そういったところで、やはりルール決めが非常に重要になってくるのかなと感じているところでございます。

以上です。

◆三宅和広議員 ルール決めなんでしょうけれども、例えば業務量が増えたとしても、それをうまく回せるような、生産性を上げて回せるような、その残されたというか勤務しなければならない人も、そういったことで乗り越えていくというのか、対応していく必要があるのかなという気がします。

その辺のところもぜひ御検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

二つやるわけなんですけれども、今のところに関連しますけれども、先ほど御紹介しました日進市は、令和6年7月から導入しておりますが、人事課の担当係長の方が言っていたところが、働き方の選択肢を増やすには、業務全体の見直しが不可欠である、デジタルトランスフォーメーションや業務改善を加速させて、市民サービスの向上につなげたいというようなことを言っておりました。

当然、先ほど言ったように、残された方が大変になるかもしれないけれども、うまく業務改善になるようにして、うまく回るように、組織全体として取り組んでいく必要があるというような発言かと思います。

その辺のところも、ぜひしていただければなと思います。

具体的にいろいろこれから検討していただきたいなと思いますけれども、例えば前に御紹介したチャットボットとか、そういういろいろ取り入れられるものはいっぱいあると思うんですね。

その辺のところ、ぜひ検討していただければいいのかなと思います。よろしくお願いいたします。

先ほど、上山市のことを御紹介いたしました。

上山市は、フレックスタイム制と選択的週休3日制を同時にやっていて、選択的週休3日制を取らずにフレックスタイム制だけでやることも、土日だけ休んで勤務時間を平日ずらしてということも可能になっておるんですけれども、鶴岡市の場合ですと、勤務時間を1日2時間なり増やして、フレックスタイム制のみでやっていて、週休3日制を導入しないというような取組です。

岩手県久慈市ですと、これは逆に、選択的週休3日制だけで、フレックスタイム制のほうは使えないようになっておるんですけれども、これではちょっと足りないかなという、効果がなくなるのかなという気がするので、もしこれから検討するのであれば、フレックスタイム制と選択的週休3日制を両方できるようなものがあるのかなという気がします。

多分、二つは車の両輪のようなもので、どちらか欠けると効果が減るような気がするんですが、その辺御所見いかがでしょうか。

◎結城洋史総務部長 この二つの制度を同時に動かせると、やはり職員の働き方の改革にもなりますので、非常に効果は大きいということは分かるんですが、私が考える週休3日制に対しては、少しハードルがフレックスタイムより高いのかなと感じております。

と申しますのが、国のような大きな組織の中で同じ仕事をする人がその係の中に複数人もいるような職場ですと、非常にこの制度も導入しやすいんですが、私どものような6万人都市の職員の中では、やはり1人専属で仕事を何本も持っていて、そういった職場の環境、仕事の割り振りの状況などをトータルで考えてみると、やはり丸1日1人の職員が抜けるということの事の大きさが、国とは違うのかなと感じているところでございます。

ただ、議員おっしゃるとおり、職場のルール決め方、目的は職員の働きやすさ改革ということですので、そういった視点で様々な事例も研究してまいりたいと考えております。

以上です。

◆三宅和広議員 よろしくお願いいたします。

おっしゃることよく分かるんですね。

天童市のような小さいところだと、なかなか3日制までは難しいのかなという、私も気がします。

ですが、制度をつくっておいて、使えるようなものにしておくことが大切かなという気がするんですね。

先ほど、採用試験の受験案内の中に、週休3日制を導入していますというような文言が入ると、それなりのその効果はあるのかなと思うんですね。

実際に、うまく運用で取れるようにしていただいた上での話かと思えますけれども、そういう取組をぜひしていただければよろしいのかなという気がします。ぜひよろしくお願いいたします。

市長、この件について何か御所見ございますでしょうか。

◎新関茂市長 お答え申し上げます。

今年、昭和で数えますと100年になりまして、私、昭和55年に役所に入りました。

て、単純計算で45年目になりますが、働き方も大分変わったなと思っており
ます。

役所に入った頃は、土曜日が半ドンというか半日ありまして、そんな時代を経て
今こういう時代になっているのかなと、改めて時代の変遷を感じるところでござ
いますが、先ほど来、三宅議員のほうからフレックスタイム制、あるいは週休3日制
導入につきまして、いろいろお話、御提言ありまして、部長のほうで答弁しまし
たように、大変メリットはあるものの、様々な課題もある、特に我々は住民の皆様と
直接接する基礎自治体でございますので、そういった面ではやはり、国なりとは若
干違うのかなとは思っております。

いずれにしても、私も職業生活と家庭生活の両立というか、充実した家庭生
活がなければ充実した仕事もできないという考えも私は持っていますので、そう
いった面では時代の流れとともに、一定程度の導入も考えていかなきゃなんない
のかなとは思っております。

ただ、しかし、ここで忘れてならないのは、この導入によって、市民サービスの低
下とか、あるいは、そういうことを招くようであっては困りますので、本末転倒で
すので、あくまでも市民サービスの向上等を前提とした形の中で、職員の皆様の充
実した職場環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

◆三宅和広議員 私も、就職したときに、たしか半ドンが2週間に1回だとかそんな
感じだったような気がしますので、隔世の感ですよ。本当にそう思います。

フレックスタイム制とか選択的週休3日制、今出始めたばかりで、まだ広がりは少
ないのかもしれませんが。

ですけれども、男性の育児休暇、休業制度が出たとき誰も取りませんでした。私
も取っておりませんし、周りの人もあまり取っている人がいなかった。

でも今は、大分取るように時代は変わってきていますので、こういった意味で
は、この選択的週休3日制、フレックスタイム制も、いずれトレンドになるのかなと
いう気がします。

それに乗り遅れないように、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

今市長の中で、市民サービスの向上、低下しては駄目だというお話がありまし

た。

ですけれども、これは逆に、選択的週休3日制、フレックスタイム制を取ることで、それぞれの職員が自分に合った生き方をして、心身ともに健康で生き生き働けば、職員一人ひとりの生産性が上がるのではないかなという気がします。

資格取得とかそういったリスキリング、それから家庭と趣味に使う時間を増やして、ワークライフバランスを促進するというようなことがあれば、逆にこれは市民サービスの向上につながるのかなという気がしますし、そういった方向に持っていかなければならないのかなという気がしております。

ぜひ、そういったことで前向きに取り組んでいただければなと思ひまして、最後にそのお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。